重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する
派遣元医療機関支援事業の補助対象等について

（１）事業概要

中核病院等からの医師派遣により重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）の医師を確保するため、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

（２）補助対象者

支援区域の医療機関に医師を派遣する医療機関（保険診療を主とする医療機関）。

※　県による採択後、徳島県医療対策協議会及び徳島県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象。

（３）補助基準額等

基 準 額：61,000 円 × 延日数
対象経費：支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用
補 助 率：3/4

（４）対象経費

支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に必要な次に掲げる経費

・　職員基本給	・　備品費（単価50万円未満に限る）	・　借料及び損料
・　職員諸手当	・　消耗品費	・　社会保険料
・　非常勤職員手当	・　材料費	・　雑役務費
・　報償費	・　印刷製本費	・　委託費
・　諸謝金	・　通信運搬費	
・　旅費	・　光熱水料	

（５）補足

・　特定機能病院からの医師派遣は対象外とする。
・　同一開設者間での医師派遣は対象外とする。
・　宿日直を行うための派遣は対象外とする。
・　派遣の形態は、常勤・非常勤は問わない。
・　都道府県域を超える医師派遣を行う場合は、派遣先医療機関が所在する都道府県が派遣元医療機関の開設者へ支援を行うものとする。
・　派遣元医療機関において、令和７年度より医師派遣している人数（人日換算）が増えた分を対象とする。

※　増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行う。

・　派遣形態は、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。なお、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。
・　本事業の支援対象となる医療機関に対しては、地域医療介護総合確保基金による支援はできない。
※　医師派遣に係る費用について、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」に基づき、重複しての支援はできない。